

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和7年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施で、政令で定めるものについて、ニセコ町に居住する摂取対象者に対して予防接種を勧奨して予防接種を実施する。 過去に予防接種を受けた人が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施及び記録・保存 ③健康被害の救済措置 ④その他上記事務に関する事務 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ワクチン接種記録システム（VRS: Vaccination Record System）に特定個人情報とともに接種記録の登録、照会を行う。 現行の窓口や郵送での申請等書類の受理・証明書交付以外に、サービス検索・電子申請機能での申請等の受理・証明書の交付を行う。
③システムの名称	①地域健康支援システム（健康かるて） ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システム ④中間サーバー ⑤ワクチン接種記録システム（VRS: Vaccination Record System） ⑥サービス検索・電子申請機能、⑦情報提供ネットワークシステム（口座登録・連携ファイル関係情報を取得）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第14項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報提供） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第27条、第28条、第155条、第156条 （情報照会） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表の該当の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報入力を行うにあたり申請書書面の4情報又は住所を含む3情報の確認を徹底している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月18日	公表日	令和1年6月3日	令和3年2月18日	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月18日	I. 1. ②事務の概要	予防接種法に基づく定期予防接種の実施。定期A類(集団予防・重篤な疾病の予防。摂取対	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施で、政令で定	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月18日	I. 1. ③システムの名称	①予防接種管理システム(健康かるて) ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システ	①予防接種管理システム(健康かるて) ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システ	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月18日	I. 3. 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月18日	I. 4. ②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月18日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月3日 時点	令和3年2月1日 時点	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月18日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年6月3日 時点	令和3年2月1日 時点	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和4年3月8日	I. 1. ②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施で、政令で定	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施で、政令で定	事後	
令和4年3月8日	I. 1. ③システムの名称	①予防接種管理システム(健康かるて) ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システ	①地域健康支援システム(健康かるて) ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システ	事後	
令和4年3月8日	I. 3. 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和4年3月8日	I. 4. ②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	IV リスク対策 8. 監査	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①地域健康支援システム(健康かるて) ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システ	①地域健康支援システム(健康かるて) ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システ	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル	予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するた	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和6年3月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取	[O]委託しない	[]委託しない 十分である	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するた	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和7年3月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		情報入力を行うにあたり申請書書面の4情報又は住所を含む3情報の確認を徹底している。ま	事後	
令和7年3月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アク	事後	